

【関係当事者】

労働組合

全国港湾労働組合連合会 (以下、「全国港湾」という。)

全日本港湾運輸労働組合同盟 (以下、「港運同盟」という。)

使用者団体

一般社団法人日本港運協会 (以下、「日港協」という。)

1 本件紛争の発生に至る前の労使関係 (～2015年)

(1) 関係当事者

ア 使用者団体

日港協は、日本の港湾運送事業者の大多数を会員とする使用者団体である。

イ 労働組合

全国港湾及び港運同盟は、いずれも、港湾運送の業務に従事する労働者を組合員として組織された労働組合(単位組合)を構成員とする連合組合であり、中央労働委員会(以下、「中労委」という。)から労働組合法2条及び5条2項に適合する旨の認定を受けている。

(2) 労働協約

日港協が全国港湾及び港運同盟との間で締結している労働協約は、労働組合法14条に基づき、効力を有し、当事者双方はこれを遵守する義務を負う。そのみならず、日港協は、全国港湾及び港運同盟からこれらの労働協約の改定を求められたときに、誠実に団体交渉を行う義務を負う。

ア 基本労働協約

日港協は、全国港湾及び港運同盟との間で、雇用・職域、賃金、労働時間、休日・休暇、作業体制、作業基準、港湾労働者保障基金制度、安全衛生、職業訓練、福利厚生その他の港湾労働者の労働条件を定める基本労働協約を締結している。

上記の基本労働協約の賃金に関する条項の中の一つとして、産別最低賃金に関する条項が存在する。

イ 産別最低賃金に関する労働協約の締結の経緯

(ア) 全国港湾は1979(昭和54)年8月に、港運同盟は1981(昭和56)年8月に、それぞれ日港協との間で産別最低賃金に関する労働協約を締結した。これ以降、それぞれが日港協と交渉し産別最低賃金に関する労働協約を締結していた。

(イ) 1989(平成元)年2月以降、全国港湾と港運同盟は、共同して、春闘要求の中の一項目として産別最低賃金に関する改定要求を掲げ、これを中央港湾団体交渉の場で日港協に提出し、日港協との間で団体交渉を実施するようになった。

(ウ) 産別最低賃金に関する中央港湾団体交渉は、2011(平成23)年に東日本大震災の影響により実施されなかったことを例外として、2015(平成27)年まで、毎年行われた。(なお、賃金以外の事項については、これ以降も現在に至るまで中央港湾団

体交渉が開催されている。)

- (エ) 産別最低賃金に関する団体交渉が行われていた1979(昭和54)年から2015(平成27)年までの37年間において、2008(平成20)年度と2011(平成23)年度の2回を除く計35回について、産別最低賃金の増額改定又は据置の労使合意が成立し、その都度、労働協約が締結された。
- (オ) 産別最低賃金は、実際にその金額が賃金となる組合員はごく少数で、ほとんどの組合員らの賃金を直接決定しているものではないが、全国港湾及び港運同盟は、賃金の底上げ、賃金改定の指標として、日港協に対し、毎年、春闘時に産別最低賃金について要求をしている。

ウ 産別最低賃金に関する協約条項の内容

- (ア) 日港協が全国港湾及び港運同盟との間で2012(平成24)年11月21日に締結した基本労働協約は、港湾労働者の労働条件全般について網羅的に定めるものである。
その中で、産別最低賃金に関して、①適用対象地域について、全国適用を原則とした上で当面適用される地域を限定列举し、②適用対象となる労働者について、当該地域内の港湾で全国港湾又は港運同盟のいずれかの構成員である労働組合に所属する組合員であり、かつ、船内荷役作業員、沿岸荷役作業員、はしけ乗組員、いかだ運送作業員、港湾運送関連事業作業員、及び、検数人又は検量人のいずれかに継続して従事する満18歳の労働者と定め、③適用対象となる使用者について、日港協加盟の使用者であり、かつ、適用対象となる労働者と労働契約を締結している使用者と定めた上で、④産別最低賃金の額を月額15万7600円(日額を6310円)とすることを定めている。
- (イ) 日港協が全国港湾及び港運同盟との間で2015(平成27)年4月9日に締結した労働協約は、2015(平成27)年度に実施する労働条件改善事項を定めるものであり、その中で、産別最低賃金の額について月額16万4000円(日額7130円)に増額改定することを定めている。
(なお、これ以降は、後掲2記載のとおり、日港協が団体交渉拒否を続けているため、産別最低賃金の改定はなされず、上記額に据え置かれたまま、現在に至っている。)

エ 産別最低賃金に関する労働協の締結に至る手続

- (ア) 全国港湾及び港運同盟は、毎年、それぞれの組織内部で最低賃金の改定要求を含む賃金制度の在り方と内容、具体的賃金額やその他の労働条件に関する春闘要求に関する組織内討議を行った上で、両組織の統一春闘要求書を作成し、日港協との間で開催する第一回中央港湾団体交渉の場において、日港協に統一春闘要求書を提出する。
- (イ) 日港協は、会員事業者による討議を経て、前掲(ア)記載の統一春闘要求書に対する回答内容を取りまとめた上で、第二回中央港湾団体交渉の場で、全国港湾及び港運同盟に回答する。
- (ウ) 日港協と全国港湾及び港運同盟は、中央港湾団体交渉において団体交渉を重ね、また、必要に応じて、専門委員会もしくは小団交等での協議や交渉を行います。

- (エ) 日港協と全国港湾及び港運同盟は、産別最低賃金の改定を含む賃金制度の在り方と内容、具体的賃金額等に関する合意が成立するに至ったときには、合意内容を記載し全当事者が記名押印した労働協約を作成する。

2 産別最低賃金を巡る紛争の経緯 (2015<平成 27>12 月～2019<令和元>年 7 月)

2015 (平成 27) 年

12 月 21 日 全国港湾・港運同盟及び日港協は「賃金・労働時間問題専門委員会」を開催した。この労使協議の冒頭で、同専門委員会の日港協側専門委員長(当時)を代表する宮崎委員長は、要旨次のとおり発言した。

- ・ 港湾運送料金の算定基礎、並びにモデル原価計算などについて検討を重ね、14 年 6 月に労使政策委員会に報告した。15 春闘前段で、その報告を国交省に伝えたところ、独占禁止法に抵触する、問題であると指摘された。
- ・ 日港協として、公取委に関係する弁護士に相談したところ、中央団交で賃金を決めること自体が独禁法に抵触する恐れがある。労使交渉自体は問題ないが、人件費が 85%を超えるような労働集約型企業が企業間で共同して賃上げ交渉をすることは、料金の引上げにつながり、著しく競争を制限することになり問題がある。
- ・ 業界団体として、賃金を団交課題から外すつもりはないが、本日は率直に相談したい。

2016 (平成 28) 年

2 月 2 日 全国港湾・港運同盟は連名で日港協に対し'16 春闘統一要求書を提出し、要求項目の一つとして、産別最低賃金の引上げを要求した。

2 月 25 日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で 16 春闘第 2 回中央港湾団体交渉が開催され、産別最低賃金に関して、日港協は「昨年末の賃金・労働時間問題専門委員会で業側の意向を改めて披歴したことは周知のとおりであり、引き続き当該専門委員会の中で相談していきたい。」と回答した。

3 月 30 日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で 16 春闘第 5 回中央港湾団体交渉が開催され、産別最低賃金に関して、日港協は「事業者団体として危惧される課題が払拭されていない実情があるため、賃金・労働時間問題専門委員会で研究していきたいと考える。」と回答した。

4 月 6 日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で'16 春闘に関する労働協約が締結され、その中で、産別最低賃金については、賃金・労働時間問題専門委員会で継続協議することと定められた。

6 月 7 日 日港協代理人弁護士が全国港湾・港運同盟に対し独占禁止法問題について説明する講習会が開催され、「『労働集約型産業の特性』から集団的賃上げが料金を規制することになるので、違反に問われやすいことは事実。弁護士として争ってみたいとも思うが、『リスクに備える』ことが必要」との説明を行った。

8 月 25 日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で賃金・労働時間問題専門委員会が開

催され、日港協が「この問題を盾に産別交渉体制、産別協定を否定する意図は全くない。」と述べた上で、産別最低賃金制度に関して「産別要求を提出されることは問題ないが、それに日港協として回答することはできない。」との見解を述べた。

10月26日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で賃金・労働時間問題専門委員会が開催され、日港協が、産別最低賃金に関して、「日港協は、労使交渉がダメとか、要求がダメとか言っているのではなく、統一回答ができない。なぜなら、業界が集まって回答について協議できない。独禁法違反のおそれがあることから、回答したくても回答ができない。」「産別制度賃金以外の諸制度(労働時間、時間外分母、休日休暇、定年等)については、回答できる。」と述べた。

11月10日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で「16春闘協定(16年4月6日付)に関する協定」が締結され、産別最低賃金に関して、「労使政策委員会を中心に研究し、早急に解決出来るよう労使双方で努力する。」こととされた。

2017(平成29)年

2月1日 全国港湾・港運同盟は連名で日港協に対し、17春闘統一要求書を提出し、要求項目の一つとして、産別最低賃金の引上げを要求した。

2月15日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で労使政策委員会が開催され、労使双方の弁護士が出席し、日港協代理人弁護士が「独占禁止法違反とは言い切らず、グレーだから予防措置が必要であり、リスク回避のためには団体交渉での産別賃金回答は行わない方がよい。」と述べた。

9月28日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で労使政策委員会が開催され、日港協は、9月16日の日港協の理事会で検討した結果、従来の姿勢からの変更はなく、産別賃金制度には回答できない旨を述べた。

12月22日 全国港湾・港運同盟とその代理人弁護士は、衆議院第一議員会館第6会議室において、公正取引委員会の経済調査室室長補佐植田真太郎氏、取引企画課課長補佐寺西直子氏、及び、指導相談室室長補佐口ノ町達朗氏と面談し、これら三名から、労働組合法に基づく団体交渉及び労働協約と独占禁止法との関係について、次の見解を得た。

- ① 団体交渉の回答を準備するための事業者内の相談は、団体交渉を成立させるための行為であって、独禁法違反にはならない。
- ② 団体交渉による集団的な賃上げが結果として労務コストを引き上げて需要者に不利益をもたらすとしても、労使交渉の結果であって、独禁法の問題ではない。
- ③ 以上の事項について、公正取引委員会は、事業者団体から問合せがあれば、正式に文書回答するが、労働組合からの問合せに文書回答するのは困難である。なぜなら、労働組合は、独占禁止法と関係のない第三者だからである。

2018(平成30)年

1月31日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で労使政策委員会が開催された。この場で、全国港湾・港運同盟は、日港協に対し、公正取引委員会事務局からの聴

取結果のメモを交付し、独占禁止法の解釈適用について公正取引委員会に文書で照会し回答を得た上で、従前の方針を変更するよう求めた。これに対し、日港協は、「時間が欲しい」とだけ回答した。

2月1日 全国港湾・港運同盟は連名で日港協に対し'18春闘統一要求書を提出し、要求項目の一つとして、産別最低賃金の引上げを要求した。

2月14日 日港協の正副会長会議は、日港協会長発会員事業者宛2018年2月19日付29第209号「ご通知」を発することを決定した。この「ご通知」には、次の記載がなされていた。

- ① 日港協は1972年(昭和47)年から、全国港湾・港運同盟との間で、港湾労働に係る諸制度に関して団体交渉を行っていること
- ② 「数年前より制度賃金(産別最低賃金、あるべき賃金、標準者賃金及び基準賃金)について、各会員店社を代表して団体交渉に応じ協定を締結することは、港湾運送事業の価格決定に繋がり、独占禁止法に違反するのではないかとの疑義が生じ、これが払拭できない以上は交渉に応じられない旨対応して(きたこと)」
- ③ 「顧問弁護士をはじめ法律の専門家より前述の交渉及び協定化を図ることは、独占禁止法上、事業者団体に対して禁止されている『一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。』(独禁法8条1号)に該当し得るほか、独占禁止法の各規定に違反するおそれがあるとの指摘を受けて(いること)」
- ④ よって、「本年度以降も春闘要求の内、『制度賃金に係る要求項目』については、各会員を代表して弊会は団体交渉に応じることはありません」

8月21日 全国港湾・港運同盟は、中労委に対し、あっせん申請を行った。

11月16日 日港協代理人は、中労委に対し、「産別最低賃金を定める労働協約を締結することは、独占禁止法に抵触する可能性があることから、同労働協約を締結するための団体交渉には応じられない。」と記載された主張書面を提出した。

2019(平成30・令和元)年

2月15日 中労委のあっせん委員会は、全国港湾・港運同盟及び日港協に対し、「団体交渉における使用者の行為は、公正取引委員会競争政策研究センター『人材と競争政策に関する検討会報告書(平成30年2月15日)』でも確認されているとおり、独占禁止法上の問題とはならないと解されるため、労使双方は、産業別最低賃金について、真摯に協議を行い、その解決に努めること。」と記載されたあっせん案を手交した。

2月19日 全国港湾・港運同盟は連名で日港協に対し'19春闘統一要求書を提出し、要求項目の一つとして、産別最低賃金の引上げを要求した。

4月5日 '19春闘第5回中央港湾団体交渉が開催され、この場において、日港協の後藤労務委員長(当時)は、中労委あっせん案に対する考え方として、「(『人材と競争政策に関する検討会報告書』に関して)この報告書の中には、独禁法上問題にならない旨の明確な記述はどこにもなく、あっせん員の一方的な解釈と

言わざるを得ません。」 「これでは日港協が従前より危惧いたしていたところの『独禁法上に抵触するおそれがある』との危惧を払拭することにはなりません。」 「簡単に申し上げれば、公取に対する免罪符になりません。」 等と述べた。

このため、第5回中央団交は、決裂し、全国港湾・港運同盟及びその傘下の労働組合は、全国の港湾でストライキを行うこととした。

4月9日 日港協は、中労委において、あっせん委員会に対し、あっせん案の受諾を拒否する旨の回答を行い、もって、産別最低賃金に関する団体交渉の開催を拒否した。

4月14日～全国港湾・港運同盟及びその傘下の労働組合は、全国の港湾でストライキを行った。

5月9日 ストライキ後に団体交渉が再開され、日港協と全国港湾・港運同盟は、'19春闘第8回中央団交を開き、'19春闘要求に関する団体交渉の進め方について協議し、合意事項を記載した議事録確認を作成した。この議事録確認において、産別制度賃金（産別最賃を含む賃金制度）については、「中央団交の下で、小団交を開催し、その取扱いについて協議する。」こととされた。

5月14日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で、「議事録確認」に基づき小団交が開催され、産別最賃に関する団体交渉が行われ、次のやりとりがなされた。

① 日港協は、産別最賃に関する要求に関して、「17春闘で行ったように、個別労使で産別最賃を協議・確認したものを日港協として確認するということはできないかと考えている。」と回答した。

② 全国港湾・港運同盟は、この回答に関して「産別交渉はできないということか」との質問を發した。

この問いに対し、日港協は、できないとの回答はせず、「統一交渉をするために事前に業者が話しあわなければならないので、それが談合とみなされる恐れがあり、統一交渉はできない。統一的協議、統一回答もできない」「統一回答という方法以外で知恵を出し合いたいと考えているが、今はその知恵がない」と回答した。

6月12日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で、小団交が開催され、日港協は、産別最賃に関して、日港協としての統一回答はできないとの立場に変化のないことを再度表明した。

6月18日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で、小団交が開催され、全国港湾・港運同盟は、日港協に対し、産別最賃に関して日港協の姿勢に変化がないのであれば、春闘要求から切り離して、別途、法的判断を求めることとしたい旨を表明した。

これに対し、日港協は、姿勢に変化がない旨を述べた。

また、日港協から、全国港湾・港運同盟が法的手段にでる場合は、産別最賃の要求を一旦棚上げするという意味か、との質問が出され、全国港湾・港運同盟は、棚上げするつもりのないことを表明した。

7月8日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で、小団交が開催され、全国港湾・港運同盟は、日港協に対し、産別最賃に関して日港協の姿勢に変化がないのであれば、春闘要求から産別最賃を切り離して、別途、法的な判断を求めることを通告し、19春闘要求のうち妥結できるものについて妥結し、春闘団交にけじめをつけることを提案した。

これに対し、日港協は、姿勢に変化がないことを述べた。

その上で、日港協は、提案事項について一旦持ち帰って検討することとした。

7月25日 日港協と全国港湾・港運同盟との間で、7月25日に中央港湾団交が開催され、日港協から仮協定書(案)及び確認書(案)が示された。この案文には、産別最賃に関する記載が存在しなかった。そして、日港協と全国港湾・港運同盟は、産別最賃以外の一事項について修文の上、春闘要求の妥結に至った。

このため、'19春闘要求のうち産別最低賃金については、日港協が団体交渉の場で回答を拒否したままの状態の下で、全国港湾・港運同盟は、要求を維持し、法的な解決手段を講ずることを宣言した。

3 不当労働行為救済申立に関する経緯

(1) 東京都労働委員会の救済命令

ア 日港協が、最低賃金法に抵触するおそれを理由に産別最低賃金に関する回答を拒否する状態が続いたため、全国港湾・港運同盟は、2020(令和2)年2月10日、日港協を相手方として、日港協の回答拒否が労働組合法7条2号で禁止されている「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと」に該当することを理由に、中労委に不当労働行為救済申立をなした。中労委は、職権で、この申立を東京都労働委員会(以下、「東京都労委」という。)に移送した。

イ 東京都労委は、2021(令和3)年7月20日付で次の内容の救済命令を発した。

主文の要旨

- 1 日港協は、全国港湾及び港運同盟が2019(平成31)年2月19日付けで申し入れた産別最低賃金に関する団体交渉について、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならない。
- 2 日港協は、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を各組合らに交付しなければならない。

記

貴組合らが、2019(平成31)年2月19日付けで申し入れた産別最低賃金に関する団体交渉において、当法人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否したことは、東京都労働委員会において不当労働行為であると認定されました。

今後、このような行為を繰り返さないよう留意します。

(2) 中労委の救済命令

ア 日港協は、東京都労委が発した前掲(1)イ記載の救済命令を不服として、その取消しを求める申立てを中労委に対して行った。

イ 中労委は、2023(令和5)年12月20日付で、日港協の申立てを棄却する命令を発し、東京都労委の救済命令を維持した。

(3) 日港協による行政訴訟の提起等

ア 日港協は、中労委が発した前掲(2)イ記載の救済命令を不服とし、中労委を被告として、その取消しを求める行政訴訟を、東京地裁に提起した。東京地裁に係属したこの事件(令和6年(行ウ)第65号)について、以下では「行政訴訟事件」という。

イ これに対し、中労委は、日港協を相手方として、行政訴訟の係属中であっても、その判決が確定するまでの間に、日港協が中労委命令に従い都労委命令を履行するよう命ずる内容の緊急命令を発することを、東京地裁に求めた。東京地裁に係属したこの事件(令和6年(行ク)第131号)について、以下では「緊急命令申立事件」という。

4 東京地裁における審理と判決・決定

(1) 東京地裁における審理の争点

東京地裁における審理の焦点は、「日港協が、産別最低賃金に関する団体交渉において、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で、組合の要求に回答しないことは、労働組合法7条2号が禁止する『団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと』に該当するか否か。」である。

(2) 東京地裁民事第11部の公正取引委員会に対する照会と回答

ア 東京地方裁判所民事第11部は、2024(令和6)年12月10日、行政事件訴訟法に基づき、公正取引委員会に対し、団体交渉及び労働協約締結の過程における使用者・使用者団体の行為として次の①から⑤を挙げた上で、これらの行為に関して「次のA類型又はB類型のいずれに分類されますか。」との照会を行った。

(使用者・使用者団体の行為)

① 日港協の会員たる事業者が、全国港湾及び港運同盟の要求事項に対する回答内容を検討する目的で、賃金制度(平成24年11月21日に締結された労働協約に定められた「産別最低賃金」、「あるべき賃金」、「標準者賃金」及び「基準賃金」。ただし、「産別最低賃金」については、適用対象地域における適用対象労働者の産別最低賃金。以下②及び③においても同じ。)の在り方と内容、具体的賃金額、その算定根拠等について協議する行為。

② 日港協が、前掲①記載の協議の経過及び結果を聴取し、取りまとめた上で、団体交渉の場において、全国港湾及び港運同盟との間で、賃金制度(適用対象地域における適用対象労働者の産別最低賃金制度を含む)の在り方と内容、具体的賃金額等について、団体交渉又は協議をなす行為。

③ 日港協が、賃金制度(適用対象地域における適用対象労働者の産別最低賃金制度を含む)の在り方と内容、具体的賃金額等に関して、全国港湾及び港運同盟との間で合意に達した事項について、労働協約を締結する行為。

④ 日港協の会員である事業者が、前掲③記載の労働協約の定める事項を履行し

遵守する行為。

- ⑤ 日港協が、会員たる事業者に対し、前掲③記載の労働協約を履行させる目的で行う指導等の行為。

(類型)

A類型 「独占禁止法の適用対象となるもの」、「独占禁止法に抵触するもの」、「独占禁止法の関係規定に原則として違反すると考えられるもの」、「独占禁止法違反となるおそれがあるもの」、又は、「独占禁止法上問題となるもの」のいずれか

B類型 「当該行為それ自体では原則として独占禁止法違反とならないもの」

イ 公正取引委員会は、東京地裁民事第11部に対し、2025(令和5)年2月14日、上記照会事項について、「一般に、労働法制により規律されている分野については、独占禁止法上の問題とはならないとされております。①～⑤の行為については、労働組合と使用者側の団体との間における労働協約に係るものであることから、独占禁止法上の問題とはならず、B類型に該当すると考えられます。この考え方については、平成31年2月19日時点及び現時点においても、変更はありません。」と回答した。

(3) 行政訴訟事件に関する東京地裁判決

ア 事件番号・事件名・当事者

令和6年(行ウ)第65号労働委員会命令取消請求事件

原告 港運協会

被告 国(行政処分庁 中労委)

補助参加人 全国港湾・港運同盟

イ 裁判所

東京地方裁判所 民事第11部合議丙F係 (裁判長 木地寿恵)

ウ 原告日港協が裁判所に求めた判決

中労委が日港協と全国港湾及び港運同盟との間の中労委令和3年(不再)第30号事件につき2023(令和5)年12月20日付でした命令を取り消す。

エ 判決言渡日

2025(令和7)年9月16日

オ 判決主文

原告日港協の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

カ 判決理由の要旨

日港協が、産別最低賃金に関する団体交渉において、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で、組合の要求に回答しないことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当し、これを否定する日港協の主張には、理由がない。

(4) 緊急命令申立事件に関する東京地裁決定

ア 事件番号・事件名・当事者

令和6年(行ク)第131号緊急命令申立事件

申立人 国(行政処分庁 中労委)

補助参加人 全国港湾・港運同盟

被 申 立 人 港運協会

イ 裁判所

東京地方裁判所 民事第11部合議丙F係 (裁判長 木地寿恵)

ウ 申立人中労委が裁判所に求めた決定

上記(3)記載の事件の判決の確定に至るまで、日港協が東京都労委の発した前掲(1)ア記載の救済命令の主文第1項を履行しなければならない旨の緊急命令を発する。

エ 決定発出日

2025(令和7)年9月16日

オ 決定主文

- 1 被申立人は、被申立人を原告、国を被告(申立人を処分行政庁)とする当庁令和6年(行ウ)第65号労働委員会命令取消請求事件の判決の確定に至るまで、申立人が中労委令和3年(不再)第30号事件について発した命令によって維持するものとした、東京都労委令和2年(不)第25号事件について東京都労働委員会がした令和3年7月20日付け命令の主文第1項に従い、申立人補助参加人全国港湾労働組合連合会及び同全日本港湾運輸労働組合同盟が平成31年2月19日付けで申し入れた産業別最低賃金に関する団体交渉について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じなければならない。
- 2 申立費用は、補助参加によって生じた費用も含め、被申立人の負担とする。

カ 決定理由の要旨

- (ア) 日港協が、産別最低賃金に関する団体交渉において、独占禁止法に抵触するおそれがあるとの理由で、組合の要求に回答しないことは、正当な理由のない団体交渉拒否に該当する。
- (イ) 日港協の不当労働行為により、全国港湾及び港運同盟の団結権及び団体交渉権が侵害されている状態について、速やかに改めさせる必要がある。

以 上